

毎週火、金曜日発行(但休日)に当る。きは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 出納長の補助組織設置規則
職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- ◇訓令 知事の権限に属する財務に関する事務の補助執行に関する規程
- ◇公安規則 警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則
派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

規 則

出納長の補助組織設置規則をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十四号

出納長の補助組織設置規則

(設置)

第一条 出納長の権限に属する事務を処理させるため、出納室を置き、出納室の内部組織として庶務係、収支係、指導決算係、困費係、用度係及び給与経理室を置く。

(分掌事務)

第二条 出納室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- 二 物品の出納及び保管に関すること。
- 三 小切手の振出しに関すること。
- 四 現金及び財産の記録管理に関すること。
- 五 支負担行為の確認に関すること。
- 六 決算の調製に関すること。
- 七 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の指導監督に関すること。
- 八 その他出納長の権限に属する会計事務に関すること。

と。
 2 出納室の内部組織の分掌事務は、出納室長が定め、知事及び出納長に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(職制及び職務)

第三条 鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)第二章第三節の規定は、出納室の職制及び職員職務についてこれを準用する。

附則

この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

職員職務の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十五号

職員職務の設置等に関する規則の一部を改正する規則
 職員職務の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表の第一号中「行政考査員」を「参事・行政考査員」に、「院長」を「院長・園長」に、「副行政考査員」を「室長補佐・副参事・副行政考査員」に、「行政考査員補」を「企画員・行政考査員補」に、「社会福祉主事」を「社会福祉主事・心理判定員」に、「公営住宅監理員」を「公営住宅監理員・出納員・企業出納員」に改める。
 別表の第二号中「園長」及び「出納員・分任出納員・物品出納員・分任物品出納員・物品取扱主任・心理判定員」を削り、「防疫監吏」を「防疫監吏・副出納長」に改める。
 別表の第三号中「技術調整員」を「農業技術調整員」に、「電気技師」を「電気技師・無線技師・電話技師」に改める。
 別表中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。
 四 事務吏員、技術吏員、事務員又は技術員をもつて充てる職 分任出納員・会計員・現金取扱員

附則
 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第六号

知事の権限に属する財務に関する事務の補助執行に関する規程を次のように定める。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

知事の権限に属する財務に関する事務の補助執行に関する規程

(目的)

第一条 この訓令は、知事の権限に属する事務のうち部が分掌する事務の一部を出納室長に補助執行させるため必要な事項を定めることを目的とする。

(補助執行させる事務)

第二条 次の各号に掲げる事務については、出納室長をして補助執行させる。

- 一 物品の調達、修理及び処分に関すること。
 - 二 収入証紙に関すること。
 - 三 給料その他の給与の支給手続に関すること。
 - 四 会計を指導監督すること。
 - 五 県印刷所に関すること。
- (専決事項)
- 第三条 出納室長の専決事項は、次のとおりとする。
- 一 一件百万円未満の物品の購入及び修理に関すること。
 - 二 一件予定価格十万円未満の不用品の処分に関すること。
 - 三 収入証紙の出納命令に関すること。
 - 四 常例的な給料その他の給与の支出命令に関すること。
- (総務部長の指揮監督)
- 第四条 前条に定めるものを除き、事務処理上必要な事項については、総務部長の指揮監督を受けるものとする。

附則
 この訓令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文
 鳥取県公安委員会規則第一号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和三十九年三月三十日

警察職員が定める規則に関する規則の一部を改正する規則(昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

官			一般職員
巡査部長	巡 査	計	
		3	12
		2	16
		7	24
2		5	5
7	1	22	6
2		9	8
1		4	16
13		25	6
3		8	2
4		11	16
2	14	18	
1	40	46	6
35	55	160	117
3	14	21	3
24	84	124	12
7	29	44	6
3	14	21	3
4	16	25	4
17	56	86	13
6	20	32	5
25	93	135	17
6	27	42	10
3	13	21	3
4	17	25	4
102	383	576	80
137	438	736	197

職員別 課署別	警 察		
	警 視	警 部	警部補
秘書課	1	1	1
会計課	1	1	
警務課	3	2	2
教養課	1	1	1
捜査課	2	5	7
防犯課	1	2	4
鑑識課	1	1	1
警備課	1	4	7
外勤課	1	2	2
交通課	2	2	3
機動隊		1	1
警察学校	1	2	2
小 計	15	24	31
岩井署	1	1	2
鳥取署	1	4	11
郡家署	1	2	5
智頭署	1	1	2
浜村署	1	1	3
倉吉署	1	5	7
八橋署	1	1	4
米子署	1	4	12
境港署	1	3	5
溝口署	1	1	3
黒坂署	1	1	2
小 計	11	24	56
合 計	26	48	87

附則
 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和三十九年三月三十日

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように、改

正する。

別表の鳥取県岩井警察署の項中

福部村海士	福部村大字海士	福部村のうち 大字湯山、海士、岩戸、細川の一部(細川地内のうち福部駅前一円を除く。)
福部駅前	細川	大字栗谷、左近、久志羅、中、蔵見、南田、八重原、箭溪、高江、細川の一部(細川地内のうち福部駅前)

福部村	福部村大字海士	福部村
-----	---------	-----

改める。
別表の鳥取県鳥取警察署の項中

布勢	布勢	布勢、岩吉、桂見、三山口、足山、里仁、良田、高住
----	----	--------------------------

を に を

布勢	布勢	布勢、岩吉、桂見、三山口、足山、里仁、良田、高住、徳尾
----	----	-----------------------------

大楠	大楠	島、宮谷、大楠、野坂、下段、大塚
----	----	------------------

野坂	野坂	島、宮谷、大楠、野坂、下段、大塚
----	----	------------------

古海	古海	古海、徳尾、葛蒲、服部、野寺
西今在家	西今在家	北村、本高、中村、西今在家、有富、篠坂、高路
上味野	上味野	上味野、竹生、向国安、下味野、朝月、源太
倭文	倭文	倭文、長谷、猪子、玉津、横枕、赤子田
上砂見	上砂見	上砂見、下砂見、中砂見、岩坪

を に を に

正蓮寺	雲山	上砂見	上味野	古海
正蓮寺	雲山	上砂見	上味野	古海
雲山、桜谷、正蓮寺、大杣、東今在家、越路、東大路、中大路、西大路、美和、古郡家	雲山、桜谷、正蓮寺、大杣、東今在家	上砂見、下砂見、中砂見、岩坪、倭文、長谷、玉津、赤子田	上味野、竹生、向国安、下味野、朝月、源太郎部、野寺、猪子、横枕	古海、葛蒲、北村、本高、中村、西今在家、有富、篠坂、高路

に、

を

に、

鳥取市桂木	中河原	桂木	鳥取市東大路	栃本	中河原
鳥取市桂木	大字中河原	桂木	鳥取市東大路	大字栃本	大字中河原
鳥取市のうち、杉崎、桂木、生山、海蔵寺、船木、広岡、紙子谷、禰宜谷、香取、津ノ井	大字上地、新井、吉野、松尾、中河原、殿、山崎、神護、荒船、上荒船、拾石、楠城、木原、雨滝、石井谷、大石、栃本	杉崎、桂木、生山、海蔵寺、船木、広岡、紙子谷、禰宜谷、香取、津ノ井	鳥取市のうち、久末、越路、東大路、中大路、西大路、美和古郡家	大字拾石、楠城、木原、雨滝、石井谷、大石、栃本	大字上地、新井、吉野、松尾、中河原、殿、山崎、神護、荒船、上荒船

改める。

に

を

別表の鳥取県郡家警察署の項中

"	"	"	"	"	"
富枝	富枝	徳丸	市場	麻生	市場
"	"	"	"	"	"
大字富枝	大字富枝	大字徳丸	大字市場	大字麻生	大字市場
"	"	"	"	"	"
大字北山、富枝、用呂、志谷、日田、稗谷、横地、妻鹿野、中、重枝、徳丸、南、島	大字北山、富枝、用呂、志谷、日田、稗谷、横地、妻鹿野、中	太字重枝、徳丸、南、島	大字市場、上津黒、下津黒、覚王寺、別府、波、麻生、福地、野町、落岩、山志谷、明、姫路	大字麻生、福地、野町、落岩、山志谷、明、姫路	大字市場、上津黒、下津黒、覚王寺、別府、波

に、を、に、を

河原町釜口警察官駐在所	河原警察官派出所	河原町釜口警察官駐在所	河原町大字河原	河原町のうち 大字河原、渡一木、谷一木、長瀬、袋河原、布袋、稲常
"	"	"	"	"
大字釜口	大字浅井	大字浅井	大字浅井	大字大炊、岸野、糸白見、根安、不香田、長砂、浅井
"	"	"	"	"
大字赤松	大字浅井	大字浅井	大字赤松	若松町のうち 大字大炊、岸野、糸白見、根安、不香田、長砂、浅井
"	"	"	"	"
赤松	若松町西町警察官駐在所	若松町西町警察官駐在所	若松町大字若松西町	農人町、西町、大字三倉、高野
"	"	"	"	"
若松町浅井	若松町西町警察官駐在所	若松町西町警察官駐在所	若松町西町警察官駐在所	農人町、西町、大字三倉、高野
"	"	"	"	"
赤松	若松町西町警察官駐在所	若松町西町警察官駐在所	若松町西町警察官駐在所	農人町、西町、大字三倉、高野

を、に、を

改める。

別表の鳥取県浜村警察署の項中

郷原	大字郷原	大字篠坂、毛谷、大内、郷原、西野、大呂、芦津、八河谷
郷原	大字郷原	大字南方、篠坂、毛谷、大内、郷原
芦津	大字芦津	大字西野、大呂、芦津、八河谷
署	智頭町大字智頭	智頭町のうち 大字智頭、市瀬、山根の一部(通称久志谷)、 三田の一部(通称久志谷)、岩神、坂原、中 波、惣地、新見、口波多、口宇波、波多、宇 波、南方
智頭町野原警察官駐在所	大字野原	大字早瀬、大屋、野原、真鹿野、奥本、西宇 塚、東宇塚、大背、栃本、河津原

に

を

に

改める。

別表の鳥取県智頭警察署の項中

野原	大字野原	大字早瀬、大屋、野原、真鹿野、奥本、西宇 塚、東宇塚、大背、栃本、河津原
署	智頭町大字智頭	智頭町のうち 大字智頭、市瀬、山根の一部(通称久志谷) 三田の一部(通称久志谷)
智頭町新見警察官駐在所	大字新見	大字岩神、坂原、中田、惣地、新見、口波多、 口宇波、波多、宇波
河原町河原警察官駐在所	河原町大字河原	河原町のうち 大字河原、渡一木、谷一木、長瀬、袋河原、 布袋、稲常
釜口	大字釜口	大字釜口、片山、高福、山手、郷原、三谷、 今在家、徳吉

を

に

改める。

別表の鳥取県倉吉警察署の項中

奥崎	大字奥崎	大字大坪、蔵内、養郷、善田、奥崎、亀尻、山田、鳴滝、絹見、北河原、吉川、露谷
山根	大字山根	大字山根、早牛、河原、小畑

関金町関金宿	関金町大字関金宿	関金町のうち 大字関金宿、山口、郡家
松河原	大字松河原	大字松河原、安歩、大鳥居

関金町関金宿	関金町大字関金宿	関金町のうち 大字関金宿、山口、郡家、松河原、安歩、大鳥居
--------	----------	----------------------------------

に、

を

に

宝木警察官派出所	気高町大字宝木	気高町のうち 大字宝木、奥沢見、酒津
気高町下光元警察官駐在所	大字下光元	大字上光、下光元、常松、富吉

気高町宝木警察官駐在所	気高町大字宝木	気高町のうち 大字宝木、奥沢見、酒津、上光、下光元、常松、富吉
-------------	---------	------------------------------------

奥崎	大字奥崎	大字大坪、蔵内、養郷、善田、奥崎
山根	大字山根	大字山根、早牛、河原、小畑
亀尻	大字亀尻	大字亀尻、山田、鳴滝、絹見、北河原、吉川、露谷

を

に、

を

改める。
別表の鳥取県八橋警察署の項中

" 田中 "	大山町石井垣 "	" 片柴 "	" 高橋 "
" 大字田中 "	大山町大字石井垣	" 大字片柴 "	" 大字高橋 "
" 大字赤坂、下甲、御崎、田中、柴田、潮音寺 "	大山町のうち 大字石井垣、樋口、八重、束積、羽田井、退休寺	" 大字余戸、片柴、坂本、三徳、俵原、吉田、高橋、西小鹿、東小鹿、西尾、神倉、中津 "	" 大字吉田、高橋、西小鹿、東小鹿、西尾、神倉、中津 "

を に を

改める。
別表の鳥取県米子警察署の項中

" 山田 "	" 山田 "	" 山田 "	大山町のうち 大字赤坂、下甲、御崎、田中、柴田、潮音寺、石井垣、樋口、八重、束積、羽田井、退休寺
" 大字山田 "	" 大字山田 "	" 大字山田 "	大山町のうち 大字赤坂、下甲、御崎、田中、柴田、潮音寺、石井垣、樋口、八重、束積、羽田井、退休寺
" 大字山田、大杉、山田、福永、野田、倉坂 "	" 大字山田、大杉、山田、福永、野田、倉坂 "	" 大字山田、大杉、山田、福永、野田、倉坂 "	大山町のうち 大字赤坂、下甲、御崎、田中、柴田、潮音寺、石井垣、樋口、八重、束積、羽田井、退休寺

を に を

00087

会見町市山	西伯町福成	西伯町のうち 大字福成、境、清水川、阿賀、原、倭、北方、猪小路、与一谷
法勝寺	西伯町大字福成	西伯町のうち 大字福成、境、清水川、阿賀
法勝寺	大字法勝寺	大字法勝寺、落合、武信、馬場、道河内、徳長、伐株、福頼、掛相、馬佐良、鴨部
天万	大字天万	大字天万、寺内、三崎、宮前、田住、諸木
会見町市山	会見町大字市山	会見町のうち 大字市山、浅井、高姫、井上、御内谷、朝金、池野、鶴田、荻名、金田

を

に

を

00087

八幡	八幡	福市、八幡、諏訪、上安曇、下安曇、大袋、別所、榎原、兼久、青木
八幡	八幡	福市、八幡、諏訪
榎原	榎原	上安曇、下安曇、大袋、別所、榎原、兼久、青木
錦公園	西町	灘町一、二、三丁目、花園町、旗ヶ崎、内町、天神町二丁目
水上	灘町一丁目	灘町一、二、三丁目、花園町、旗ヶ崎、内町、天神町二丁目

に

を

に

を

会見町天万 "

会見町大字天万

会見町のうち
大字天万、寺内、三崎、宮前、田住、諸木、
市山、浅井、高姫、井上、御内谷、朝金、池
野、鶴田、荻名、金田

に

淀江町佐陀 "

淀江町大字佐陀

淀江町のうち
大字佐陀、中間、小波、平岡

を

" 警察官派出所

" 大字淀江

"
大字淀江、今津、福頼、西尾原、本宮、富繁、
中西尾、高井谷、稻吉、福岡、西原、福井

淀江町西原 "

淀江町大字西原

淀江町のうち
大字佐陀、中間、小波、平岡、福頼、西尾原
本宮、富繁、西原、福井

に

" 警察官派出所

" 大字淀江

"
大字淀江、今津、中西尾、高井谷、稻吉、福
岡

" 加茂 "

" 大字加茂

"
大字名和、加茂、門前

を

" 御来屋 "

" 大字御来屋

"
大字御来屋

" 御来屋 "

" 大字御来屋

"
大字御来屋、名和、加茂、門前

に

改める。

附則

この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。